

～次世代の子どもたちのために 未来につなぐ相続登記をしましょう～

未来につなぐ相続登記 **検索**

相続登記をしないことによるデメリット等、詳しくはホームページをご覧ください。

チェック1

Q 相続人は誰になりますか？

配偶者 子 親 兄弟姉妹 その他

配偶者 → 被相続人の配偶者は、常に相続人となります。

チェック2

Q 相続の方法を確認しましょう。

法定相続 遺産の分割 遺言 その他

遺産の分割 → 相続人の間で遺産について
どのように分けるか話し合いましたか？

遺言 → 公正証書遺言や自筆証書遺言はありませんか？

チェック3

Q 相続人に放棄した者や特別受益者はいますか？

放棄 特別受益 その他

放棄 → 相続の放棄をしようとする者は、
その旨を家庭裁判所に申述しなければなりません。

特別受益 → 被相続人から生前贈与や
遺贈を受けた者はいませんか？

チェック4

Q 亡くなった人の最後の本籍又は住所・氏名は、
登記事項と一致していますか？

いる いない 不明

不明な方 → 登記事項証明書等で確認してみましょう。
(土地の地番と住所の表示は相違する場合があります。)

チェックはすべてできましたか？

具体的な登記申請の方法は、右ページをご覧ください。

登記の申請書の様式・作成方法については、
「**法務局ホームページ**」でご案内しています。

不動産登記の申請書様式 法務局 検索

「法定相続」、「遺産分割」、「遺言」の申請書様式をご利用ください。

上記ホームページの申請書様式及び作成方法をご覧になった方
お時間のない方やご自身で手続するのが難しいと考えられる方は…

無料登記相談をご利用ください。

各種登記の申請書の作成及び申請の代理を資格者代理人に依頼することができます。

《東京司法書士会 無料法律相談》

～土地・建物の相続による所有権の移転の登記等のご相談～

東京司法書士会総合相談センター（四谷）事前予約制

☎ 03-3353-9205（平日(祝日を除く)午前9時～正午、午後1時～5時）

三多摩総合相談センター（立川）事前予約制

☎ 042-548-3933（平日(祝日を除く)午前10時～午後4時）

●東京司法書士会

東京司法書士会 検索

☎ 03-3353-9191

URL <http://www.tokyokai.jp/>

※ ホームページ内の「司法書士を探す」から、お近くの司法書士を検索することができます。

《東京土地家屋調査士会 無料相談》事前予約制

～土地の分筆・合筆の登記、建物の新築・増築・滅失の登記のご相談～

●東京土地家屋調査士会

東京土地家屋調査士会 検索

☎ 03-3295-0587

URL <http://www.tokyo-chousashi.or.jp/>

東京法務局の登記手続案内(窓口での登記手続案内の事前予約)

東京都内に所在する相続の登記に関するご案内

☎ 03-5318-0261 ※登記電話案内室につながります。

東京法務局ホームページ：<http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/>